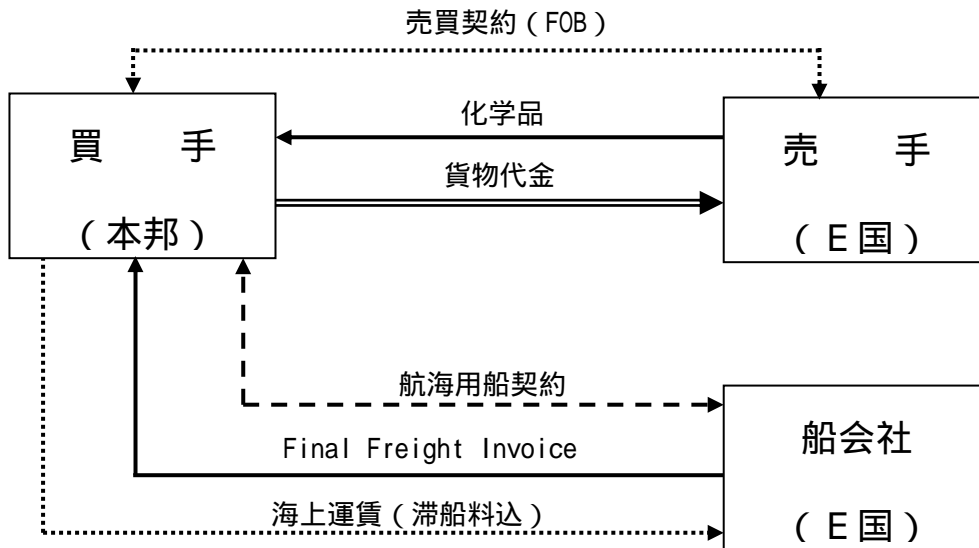


20. 航海用船契約において本船扱いにて輸入許可後に揚地で発生する滞船料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から F O B 条件で化学品を購入（輸入）します。

当社は、船会社と航海用船契約を結んでおり、当該契約に基づき輸入貨物の運送費用である用船料を船会社に支払います。

当社は、関税法第 67 条の 2 第 2 項第 1 号（輸出申告又は輸入申告の手續）及び関税法施行令第 59 条の 4 第 1 項第 1 号（輸入申告の手續の特例）の規定による本船扱いの承認を受けて、輸入申告を行い、輸入許可後に着岸の上荷揚げをしました。

この輸入許可後に本船が着岸するまでの間に、航海用船契約において約定された許容停泊期間を超えることとなったため、用船料に加え、船会社からの請求に基づき、滞船料を支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払う揚地での滞船料を現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払う「輸入港における滞船料」は、その発生の時点が輸入港到着後であるかないかに関わらず、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、この船舶が用船契約で約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれることとされています。

しかしながら、輸入港における滞船料については、その費用発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わず輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱いますので、本件のようにそれが本船の着岸前に発生した場合であっても、課税価格に算入されないこととなります。

また、バース待ち等の理由により本船の着岸までの間に滞船料が発生する場合であっても、揚地である輸入港で発生する滞船料については、課税価格に算入されないこととなります（本邦における複数港揚げの際も同様の取扱いとなります）。

なお、同様に輸入港における早出料についても、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱いますので、課税価格から控除されないこととなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)二、へ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）